

「金属くず」の取り引きは要注意!!

金属の取引価格が高騰し、銅線・銅板・マンホール等の金属類の盗難が多発しています。

盗まれた金属類の処分先として、「金属くず」を取り扱う業者が利用されることがあります。

盗品の流通防止・早期発見のため、「金属くず」を買い受ける際は、相手方の確認や取引内容の記録を徹底して行ってください。

また、盗品の疑いがある金属類が持ち込まれた場合は、速やかに警察への通報をお願いします。



金属くず営業条例 一部改正

2025年9月1日施行
(令和7年)

- ★ 違反行為をしていませんか？
- ★ 正しい取扱いをしていますか？
- ★ 金属類の犯罪を防ぎましょう！

「金属くず営業条例」に
処分規定が追加されました。